

Title	慶應義塾経済学会会則
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2015
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.108, No.1 (2015. 4) ,p.263- 263
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20150401-0263

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾経済学会会則

- 第1条 本会は慶應義塾経済学会 (The Keio Economic Society) と称する。
- 第2条 本会は経済学の研究およびその奨励、ならびに会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事を行なう。
- 1 研究会の開催
 - 2 機関誌『三田学会雑誌』および
その他研究成果の刊行
 - 3 講演会、資料展覧会の開催
 - 4 他の学会および諸団体との連絡
 - 5 その他本会の目的を達成するため
適当と認める事業
- 第4条 本会は慶應義塾大学経済学部所属専任者のうち経済学を専攻する者をもって組織する。ただし特別会員をおくことができる。
- 第5条 本会に次の役員をおく。
- 1 会長 1名 2 副会長 1名
 - 3 委員長 1名 4 副委員長 1名
 - 5 委員 若干名 6 監事 2名
- 第6条 会長、副会長、委員長、副委員長、委員および監事は、総会において決定する。
- 第7条 会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐する。委員は委員会を組織し会務を執行する。委員長は委員会を代表し会務を統轄する。副委員長は委員長を補佐する。監事は会計を監査する。
- 第8条 会長および副会長の任期は1年、委員長、副委員長、委員および監事の任期は2年とする。ただし再選を妨

げない。

- 第9条 会長は年一回総会を招集する。ただし必要に応じ臨時総会を招集することもできる。
- 第10条 会員は機関誌『三田学会雑誌』およびその他本会刊行物の配布を受けることができる。
- 第11条 本会の経費は賛助金、補助金、会費およびその他の収入をもってこれに充てる。
- 第12条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第13条 本会会則の変更は総会の決議による。
- 第14条 本会の事務所は慶應義塾経済学部研究室におく。

経済学会委員 (2015.4改選)

会 長	池尾和人	
副 会 長	古田和子	
委 員 長	塩澤修平	
副委員長	川俣雅弘	
委 員	木村福成	大沼あゆみ
	尾崎裕之	太田聡一
	河井啓希	井手英策
	小林慶一郎	新井拓児
	坂井豊貴	難波ちづる
監 事	辻村和佑	細田衛士